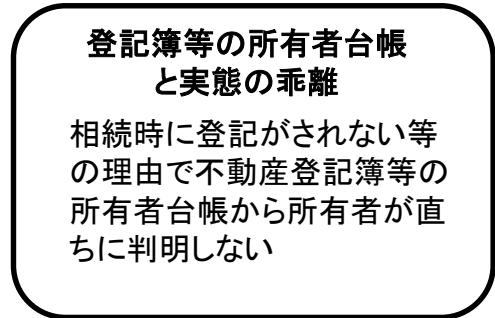
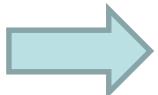


所有者不明土地に関する課題について

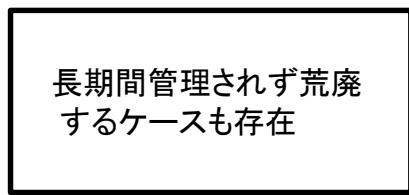
※平成29年9月12日開催
第1回特別部会資料編集



利用意向のある者がある場合



利用意向のある者がない場合



所有者の探索

探索に時間・費用を過大に要するケースが存在

探索の範囲が負担

→海外移住者、氏名の表示がない共有者など、探索に時間・費用を過大に要するケースが存在

情報源の制約

→有益な所有者情報にアクセスできず、探索が非効率になるケースが存在

所有者が判明し、利用開始

探索の結果、所有者が不明

現行制度を活用して利用

→現行制度(収用)の適用にあたって、手続きが負担となるケースが存在

利用意向があっても利用されない

→現行制度(収用)の適用が困難なケースが存在

人口減少など土地利用の前提の変化を踏まえた上で

- 所有者不明土地の発生を予防する仕組み
- 放棄された土地の管理責任の所在等、土地所有のあり方等について抜本的な検討を行う必要

明示的な反対者はいないにもかかわらず、利用するために多大なコストを要するといった所有者不明土地の現況、特性を踏まえた対応として

- 所有者の探索を円滑化する仕組み
 - ・合理的な探索の範囲
 - ・有益な所有者情報へのアクセス

- 探索の結果、所有者が不明な土地を円滑に利用する仕組み
 - ・現行制度(収用)の簡素化・円滑化
 - ・現行制度(収用)の対象とならない公共的事業への対応

等について速やかに検討していく必要